

岩手県告示第224号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
- （2） 都市計画を変更した土地の区域 花巻都市計画区域及び東和都市計画区域
- （3） 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部花巻土木センター並びに花巻市役所
- 2（1） 都市計画の種類 都市計画施設（道路）
- （2） 都市計画を変更した土地の区域
 - ア 花巻市東和町安俣6区から遠野市宮守町下鱒沢33地割まで（別紙図面のとおりに。）
 - イ 花巻市東和町土沢6区から土沢6区まで（別紙図面のとおりに。）
 - ウ 花巻市東和町安俣6区から百沢8区まで（別紙図面のとおりに。）
 - エ 花巻市東和町土沢8区から土沢8区まで（別紙図面のとおりに。）
 - オ 花巻市東和町安俣2区から東晴山3区まで（別紙図面のとおりに。）
 - カ 花巻市東和町安俣11区から安俣11区まで（別紙図面のとおりに。）
- （3） 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部花巻土木センター並びに花巻市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の変更に係る図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。